



▲市庁舎

今後の行財政改革について

雨宮 良彦 議員

質問 本年三月に、市の行革審議会から「羽村市行財政改革の方向性について」の答申がされた。同時に国からは「新地方行革指針」が、六月には「団体間で比較可能な財政情報の開示」が出された。次の件につき伺う。

- ①第三次行政改革の成果と残された課題は。
- ②第四次行政改革大綱の進捗状況、基本的な考え方、数値目標は。
- ③国の指針に対する背景・基本認識は。
- ④国は財政運営上の課題を明確

⑤財政比較分析につき、明年三月に平成十六年度分を公表するとなつてはいるが、その手段は。

歳入・歳出両面にわたる改革が必要である

物を大切にする心、環境にやさしい心「もつたいない」を「市民の合言葉」とすることについて

佐藤 征一 議員

市が一律に強制することはできない

教育長 ②子どもたちが発達段階に応じ、十分な発達を達成するためには、その年代にふさわしい資質を身に付けることが必要であると考える。「もつたない」という心や態度の育成も、このように付けた生活習慣は生涯にわたってあらゆる行為の基盤となることを踏まえ、今後とも物を大切にする等の豊かな心を育む教育を推進していく所存である。

▲もつたいないを市民にPR
(産業祭の消費者展コーナー)

としている。

③国の「新地方行革指針」と市の行政改革審議会からの答申内容に、方向性の大きな違いはないと認識している。今後策定する市の「行財政改革推進プラン」の中で、整合性を図るとともに市の実情にあつたプランにしていきたい。

④都市基盤整備、市民満足度の高

いサービスの提供のために、財源確保や、歳入歳出全般にわたる行政改革の推進等が課題である。

⑤ホームページで公表したい。

いま世界に普及しつつある素晴らしい日本のことばを市民の合言葉とすることについて、考え方を伺う。

①「もつたない」の心を市民に積極的にPRすべきと思うがいかがか。

②市内小・中学校で「もつたない」の心が育まれる指導をさらに進めるべきと思うが、教育長の考えは。

市長 ①三億八千七百九十万九千円の効果額があつた。全百五十二の事業の内、一部完了・未完了・計画延期とした四十事業は、課題として次期改革に引き継いでいく。

②行政改革本部の専門部会を設置し、答申に沿つた具体的な実施事業の検討を進めさせてている。今後は、歳入・歳出両面にわたる改革が必要で、行政主体の公共サービスも、市民やNPO団体等の多様な担い手と協働して提供する仕組みを作ることが重要であると考えている。経常収支比率は九十%以内、公債費比率は九%以内を目指

物を大切にする心、環境にやさしい心「もつたない」を、ケニアの環境副大臣ワンガリ・マータイさんが世界に広めてくれている。そして七月七日には、イギリスで開かれた主要国首脳会議で、小泉首相が「もつたない」を世界の共通語にしたいと発言している。

健やかなくらしのために

基本健康診査などの充実を

高橋 美枝子 議員

師会と協議しながら検討していきたい。

した検討会において、実施に向けた検討を重ねてきており、また、

で、これら国の動向を注視している



▲羽村市の健康増進計画(健康はむら21)

質問 病気は早期発見・早期治療が基本である。そこで問う。

① 基本健康診査の期間を延長して、受診機会の拡大を。
② 基本健康診査の受診対象を当面三十五歳にし、さらに十六歳まで引き下げを。

③ 平成十六年度の基本健康診査の結果は、「要医療」「要指導」を合わせて八十六%である。本人への通知や適切な指導で健康づくりが推進できるようすべきでは。

④ 健診時に、一ヶ月間くらいの血糖値が分かる「モグロビンA1c」の検査の実施を。

受診後のフォロー体制を構築していく



他にも次の一般質問がありました

◎ 水野 義裕 議員

質問 行政手続法の改正にどう対応するか

答 意見公募手続きは、今回の法改正に関わらず、既に府内に設置

された検討会において、実施に向けた検討を重ねてきており、また、
「市民参画と協働の仕組みづくり」と手続きに関する提案をいたい

ている。市の意見公募手続きは法の趣旨である透明性の確保も一つであるが、市政への市民参画の推進を大きな目的として実施したいと考えている。現時点では今回の法改正に伴って行政手続条例を改訂手続に用いる透明性の確保も一つであるが、市政への市民参画の推進を大きな目的として実施したいと考えている。現時点では今回の法改正に伴って行政手続条例を改

◎ 市川 英子 議員

質問 多摩川散策路の水上公園駐車場から小作取水堰間にトイレと休憩所の設置を

答 水上公園の親水公園や一本杉駐車場ほか三カ所にそれぞれトイレが設置されており、「花と水のまつり」の期間には、一本杉駐車場に障害者用の仮設トイレを増設する等している。休憩所については、水上公園から宮の下運動公園までの間には、土手上に石のテーブルとベンチを、また、宮の下運動公園や踊子草公園等にも休憩する場所が設置されている。

◎ 桑原 寿 議員

質問 食育の推進について

答 これまで市では、生涯を通じた健康な食生活の実現のために、年齢に応じた健康づくりの一環として「食」に関する指導や啓発に努めてきた。

今後は、食育基本法の制定を契機に、これまでの関係各課が取り組んできた食に関連する事業を、食育基本法の趣旨に沿って整理し推進する必要があると考えている。

◎ 菱田 檻樹 議員

質問 羽村市の国民保護計画について

答 平成十六年六月に成立した「国民保護法」では、「国民保護措

置」の実施を規定しており、本年

度中に「都道府県計画」を策定することとされている。東京都では本年の七月に、「東京都国民保護計画」の原案を策定し、「東京都国民保護協議会」での審議を中心に、想定する武力攻撃事態に対する都民等の生命・身体・財産を保護するための措置について慎重な検討が重ねられたとのことである。

市の保護計画は、東京都の保護計画に基づき策定するよう義務付けられているため、現在、準備を進めているところである。

◎ 川崎 明夫 議員

質問 介護保険について

答 本年十月から、ショートステイを含む介護保険施設入所者の居住費と食費および通所系サービスにおける食費については自己負担となる。

見直しにあたっては低所得者が過重負担とならないよう、所得に応じた負担限度額が設定され、施設入所者については補足的給付が行われ、低所得者の負担軽減が図られることになる。在宅と施設利用者の負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点や制度の持続可能性という課題があり、やむを得ない措置と考えており、市独自の低所得者対策を講じる考えはない。

◎ 馳平 耕三 議員

質問 行政改革を実効性のあるものにするためにあらゆる工夫を

答 市民満足度の高い効果的で効率的な行政運営を進めるため、事務事業評価システムを導入していく。簡易な事務事業を除く六百八十九件を評価対象に、平成十六年度までの三ヵ年で評価してきた結果、改善して実施したものが二百二十一件、休止・廃止を含めて見直したもののが五十件、その効果額は三千二百七十二万六千円である。

今後は、民間委託や市民等との協働を推進する形での事務事業の整理も必要であると考えている。

質問 危機管理体制の充実を

答 ボランティアの受け入れ体制の整備については、市の災害対策活動とボランティアによる被災者の支援活動が円滑に行えるシステムの構築と、ボランティアを適材適所に派遣できる受け入れ方法やコーディネーターの養成等、調査・研究を進めている。

◎ 門間 淑子 議員

質問 住民基本台帳の大量閲覧制限条例の制定を急げ

答 市としては、個人情報保護の観点から、商業目的の大量閲覧を制限するために法改正が必要であると考え、全国連合戸籍事務協議会および全国市長会を通じて、総務省等に要望を繰り返してきた。

現段階で、条例により商業目的の閲覧制度等のあり方に関する検討会で、法改正を含め、この十月には結論をまとめるとしており、その結果を待つて判断したい。

◎ 石居 尚郎 議員

質問 経済的負担の軽減で子育て支援を

答 子育て家庭の負担軽減については、過日策定した「羽村市次世代育成支援行動計画」でも検討課題となつております。現在、支援策等の検討を重ねている。

認可保育園を希望しながらも、定員オーバーにより、やむなく認可外保育施設を利用する方への保育料の差額補助は、対象範囲の特定が難しく、実施する場合、認可外保育施設の利用者全員を一律に対象とすることになる。その場合には、子育て家庭全体の公平性を欠くことや大きな財政負担を伴うため、慎重な取り組みが必要であり、結論が出ていない。

質問 児童・生徒の定期健康診断について

答 小・中学校と校医の三者間連携については、各小・中学校に学校医を置き、定期健康診断の実施、感染症の予防対策に関する適切なアドバイスなどの連携を図っている。

◎ 佐藤 征一 議員

質問 潜伏していた「死の病」アスペクト（石綿）について

答 吹き付けアスベストについては、昭和六十二年に、栄小学校と羽村第二中学校の階段室の天井露建築等の際に、定員拡大を図ること等で解消していく考え方である。

◎ 雨宮 良彦 議員

質問 今後の広域行政について

答 第四次長期総合計画の基本構想で「自立した自治体運営と広域的連携によるまちづくり」を、柱の

い出した上で整備していきたい。

応していきたいと考えている。

一つに定めている。この基本構想の実現に向けて一層の行財政改革に取り組み、効率的に安定的な自治体や関係機関等との連携によるまちづくりを推進した。

広域行政は、行政課題の解決や効率的な事務処理・市民サービスの向上のために重要な施策であると考えおり、平成十九年度から後期基本計画においても位置付けを明確にし、広域行政を担うそれぞれの組織の構成員として、組織の機能強化に努め、広域行政による効果を最大限に發揮できるよう取り組んでいく。

十一ヵ所あることが判明した。今後分析し、含有されている場合は早急に対策を講じていく。また、アスベスト成形板等も調査方法を検討し、使用状況を把握していく。

◎ 高橋 美枝子 議員

質問 介護保険の改正に伴い、サービスが低下しないよう市として特別の対策を

答 施設給付の見直しにあたっては、低所得者の過重負担とならないよう、所得に応じた負担限度額を設定し、補足的給付が創設されるとともに、さまざまな激変緩和の配慮がなされることから、緊急な対策を講じる考えはない。介護予防のための筋力トレーニングの導入は、その対象者を、生活機能の改善がより期待される方を選定して行うもので、本人の自立を妨げる結果を招かないよう、「できる」機能を支援するものであるので、介護保険の基本理念である「自立支援」を徹底する観点からも必要な事業であると認識している。

こんなことを決めました

今回の定例会では、市長から提出された羽村市生涯学習施設設置条例や平成十六年度決算認定など二十八議案を審議し、いずれも原案どおり可決・同意・認定しました。また、陳情一件を趣旨採択し、議員提出議案一件を可決しました。

市長提出議案の議決結果	
専決処分の承認を求ることについて 〔平成 17 年度羽村市一般会計補正予算（第 2 号）〕	原案承認
羽村市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
羽村市情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
羽村市高齢者在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決
羽村市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例	原案可決
羽村市捨て看板防止条例の一部を改正する条例	原案可決
福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	原案可決
羽村市水上公園条例	原案可決
羽村市体育館管理運営条例	原案可決
羽村市生涯学習施設設置条例	原案可決
羽村市生涯学習センターゆとりご管理運営条例	原案可決
羽村市図書館管理運営条例	原案可決
平成 17 年度羽村市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
平成 17 年度羽村市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
平成 17 年度羽村市老人保健医療会計補正予算（第 1 号）	原案可決
平成 17 年度羽村市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
羽村市生涯学習施設（仮称）西棟家具購入契約について	原案可決
教育委員会委員の任命について	原案同意
東京市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
損害賠償額の決定について	原案可決
平成 16 年度羽村市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市老人保健医療会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
平成 16 年度羽村市水道事業会計決算の認定について	認定

◇羽村市生涯学習施設

設置条例など三条例を可決

既に開館している羽村市図書館と現在建設中の生涯学習施設（仮称）西棟を一体的な施設とする「生涯学習施設設置条例」および両施設の管理運営条例が提出さ

れ、いずれも可決しました。生涯学習施設（仮称）西棟については、十月末に建物が完成し、その後、外交工事や開館準備作業を進め、来年四月からご利用いただける予定です。